

# 宮城県みどりの少年団連盟規則

## (名 称)

第1条 この会は、宮城県みどりの少年団連盟（以下「連盟」という。）といい、事務局を公益社団法人宮城県緑化推進委員会におく。

## (目 的)

第2条 連盟は、県内におけるみどりの少年団並びに育成会組織相互の緊密な連携のもとに、みどりの少年団の自主的な活動を育成指導し、少年団の健全な発展を図るものとする。

## (会 員)

第3条 連盟の会員は、次のとおりとする。

- 1 正 会 員 みどりの少年団育成会
- 2 賛助会員 連盟の活動に賛同する団体、企業、個人

## (事 業)

第4条 連盟は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 みどりの少年団及び育成会相互の親善交流並びに関係機関との連絡調整
- 2 みどりの少年団育成に関する調査研究並びに資料情報の提供
- 3 みどりの少年団指導者の養成と確保
- 4 みどりの少年団安全対策の推進
- 5 その他目的達成に必要な事項

## (役 員)

第5条 連盟に次の役員をおく。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 会 長           | 1 人    |
| (2) 副 会 長         | 3 人以内  |
| (3) 理事（会長・副会長を含む） | 11 人以内 |
| (4) 監 事           | 2 人    |
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
  - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - 5 役員は、みどりの少年団育成会及び事務局の役職員等とし、異動があったときは、後任者がその職務を行うものとする。

## (役員の仕事)

第6条 会長は会務を統治し、連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

理事は連盟の運営にあたる。監事は連盟運営についての監査にあたる。

(任 期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

第8条 連盟に顧問を置くことができる。

(職 員)

第9条 連盟に次の職員を置く。

事務局長、書記若干名

(会 議)

第10条 連盟の会議は次のとおりとし、会長が召集する。

1 総会

2 役員会

第11条 総会は毎年2月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができるほか、書面決議することができる。

第12条 役員会は会長が必要と認めたとき随時開催することができる。ただし、会長が認めたときは、書面決議することができる。

第13条 総会及び役員会の議長は会長があたる。

第14条 会議の議事は出席者または書面決議の過半数の同意で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

(会 計)

第15条 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第16条 連盟の経費は会費、助成金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

(その他)

第17条 この規則に定めたほか、連盟の運営上必要なことは役員会に諮って会長が別に定める。

(附 則)

本規則は昭和52年1月22日から施行する。

昭和62年2月27日一部改正

平成19年2月28日一部改正

平成21年2月27日一部改正

平成30年2月13日一部改正

令和8年2月19日一部改正